

内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

新（変更後）

(漁具又は漁法等の制限)

第3条 略

2 略

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣専用区」という。）においては、6月1日から9月15日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

1	略
2	略
3	略
4	略
5	略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料
あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこい	さお釣り等	年間	12,000円
		1日限り	3,500円
略			
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網（さお釣り等を併用する場合を含む。）	年間	16,000円
	略		
	略		
	略		

2～4 略

旧（変更前）

(漁具又は漁法等の制限)

第3条 略

2 略

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣専用区」という。）においては、6月1日から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

1	略
2	略
3	略
4	略
5	略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料
あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこい	さお釣り等	年間	9,000円
		1日限り	3,500円
略			
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網（さお釣り等を併用する場合を含む。）	年間	13,500円
	略		
	略		
	略		

2～4 略

附則

この規則は令和9年2月1日から施行する。